

①感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

計画本文
(抜粋)
※数値目標
なし

- ◆府等は、感染症発生動向調査を適切に実施し、相互に連携しながら、感染症に関する情報を収集及び分析するとともに、府民等及び医師等医療関係者に対して**感染症に関する情報を公表する体制を整備する。**
- ◆府等は、(中略)感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務(中略)について周知するとともに、**その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。**
- ◆府においては、都道府県連携協議会等を活用し、**感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言**を得る等しながら、感染症対策を進める。
- ◆市町村は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、(中略)積極的に予防接種を推進するとともに、市町村民に対し予防接種が受けられる場所等についての情報を積極的に提供する。また、府は、(中略)府民に対し、**予防接種に関する正しい知識の普及を進めていく。**

R7年度
主な取組

(感染症発生動向調査)

- 感染症情報センター又は府等のホームページ等において、週報、月報又は年報等による感染症発生動向調査情報を公表
 - 府等で、電磁的方法(感染症サーベイランスシステム)による届出の義務等について医療機関へ周知
 - 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所や歯科診療所などを対象にした**新興感染症対応等に係る研修において、感染症発生動向調査の制度の意義、感染症サーベイランスシステムの操作方法等の理解促進を目的とした内容の研修動画を作成し、R7.8月末からホームページで公開(R7.12月末時点で約1,450機関が視聴) <新>**
 - **万博開催期間中における大阪・関西万博感染症情報解析センターによるサーベイランス体制の強化 <強化>**
 - ・強化サーベイランスで収集した情報をもとに、WEB会議で日々情報連携を行い、リスク評価を実施
 - ・保健所設置市を含む府内保健所、博覧会協会等に情報還元(週報45件、臨時報1件*)
- ※ 2025年7月、感染可能期間に万博会場へ行動歴があった麻しん患者の発生を探知。迅速に臨時WEB会議を開き、臨時報やホームページで情報を発信。

(専門家等からの助言等を踏まえた対策の推進)

- 府等で、感染症に関する専門家や医療機関、医療関係団体等参画の下、**感染症対策審議会や大阪府動物由来感染症対策連絡会議等の会議を開催し、聴取した意見等を踏まえて施策を推進**
コロナ禍以降中断されていた大阪府麻しん及び風しん対策部会、エイズ対策及び医療連携推進部会を開催し、近年の発生状況や対策について審議 <強化>

(予防接種に関する正しい知識の普及)

- 府等により、SNSやホームページ等により**各感染症に関する啓発活動を推進 <強化>**
 - ・HPVワクチンの接種率向上に向け、教育庁と連携した教員向けセミナーの実施
 - ・大阪府風しん抗体検査事業に係るシネアド、SNSターゲティング広告の実施



等

①感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

課題

- 国際的マスコガザリングイベントでの感染対策のノウハウの継承
- 感染症サーベイランスシステム利用率の向上
- 予防接種の正しい知識の普及や接種勧奨について、受け手の特性の応じた情報内容の最適化と効果的な媒体選定による啓発

R8年度
主な取組

【取組方針】

R7年度を取組を継続しながら、サーベイランス等にかかる周知・啓発等の取組を推進する

【主な取組】(予定を含む)

◎万博レガシーを継承した健康危機管理体制の強化

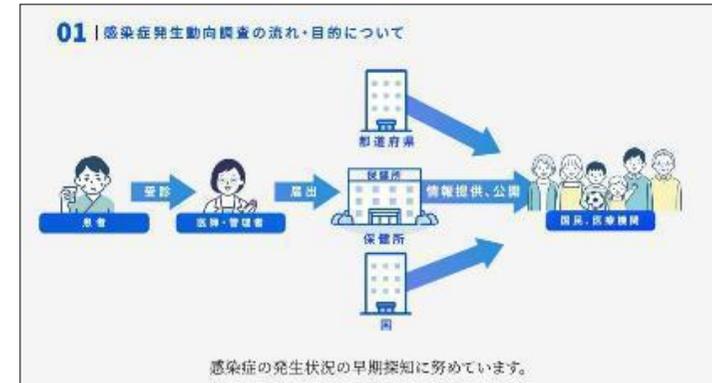
- ・大安研内部でのリスク評価会議(仮称)の試行的運用 <新>
- ・府内約50か所の蚊媒介サーベイランスの結果集約 等

◎感染症発生動向調査における医療機関・保健所・府等関係者間での円滑な情報共有体制の推進強化

- ・定期的報告がある定点医療機関から優先的に、R7年度に作成した啓発資材等を活用し、感染症サーベイランスシステム利用促進のための更なる周知を実施
- ・保健所に対するシステムアカウントの発行率・利用率の実態確認 等

◎今年度作成した医療従事者むけ研修動画を活用し、引き続き感染症発生動向調査の制度の意義について周知を実施

◎予防接種の正しい知識の普及・啓発を引き続き実施するとともに、HPVワクチンのほか、新たにRSVワクチンの広報啓発を実施 <強化>



医療従事者むけ研修動画における感染症発生動向調査の周知

②感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

計画本文
(抜粋)
※数値目標
なし

- ◆保健所は、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たせるよう、地方衛生研究所等との連携の下に、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査、分析及び研究を行う。
- ◆地方衛生研究所は、府等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関としての役割を果たせるよう、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

(感染症及び病原体等に関する 情報の収集、調査及び研究)

- 保健所による疫学的調査や国立感染症研究所、地方衛生研究所による感染症及び病原体等に関する国内外の情報等の収集・分析・公表等
- 万博開催期間中における大阪・関西万博感染症情報解析センターによるサーベイランス体制の強化 **<強化(再掲)>**
- 大阪府感染症情報センターホームページの多言語による発信、大阪・関西万博感染症情報解析センターホームページによる情報発信 **<強化>**
- 大阪健康安全基盤研究所の機能強化 **<強化>**
 - ・大阪・関西万博会場付近の下水サンプルにより輸入感染症等を対象とした下水サーベイランスの検証
→検査手法の確立→万博開催期間前後の検査結果の検証及び疾患サーベイランスとの比較分析を実施
 - ・大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)との包括的連携協定の締結
 - ・大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)、大阪府及び大阪市との5者による感染症危機事象に備えた連携協定の締結(予定)
- 大阪健康安全基盤研究所における健康危機管理監の新設による健康危機事象に備えた体制整備 **<新>**



大阪健康安全基盤研究所における報道機関連絡会

R7年度
主な取組

②感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

課題

- 疾患サーベイランスの補完や新興感染症の早期発見等を目的とした下水サーベイランスの有用性の実証と社会実装化の検討
- 感染症リスク評価機能の強化に向けた5者連携協定に基づく取組の推進等

R8年度 主な取組

【取組方針】

R7年度を取組を継続しながら、情報の収集、調査及び研究を推進する

【主な取組】(予定を含む)

- ◎リスク評価に資する下水サーベイランスの検査項目の検証等
- ◎健康危機管理監を中心としたリスク評価の推進 <新>
 - ・5者連携協定に基づく取組の推進
 - ・大安研内部でのリスク評価会議(仮称)の試行的運用(再掲)
 - ・速やかなリスク評価の実施に向けた初動対応訓練の実施
- ◎大阪府感染症情報センターホームページの情報発信の強化
 - ・専門家等から府民に向けたわかりやすい情報発信・共有方法の検討



下水サーベイランス実施のための採水の様子

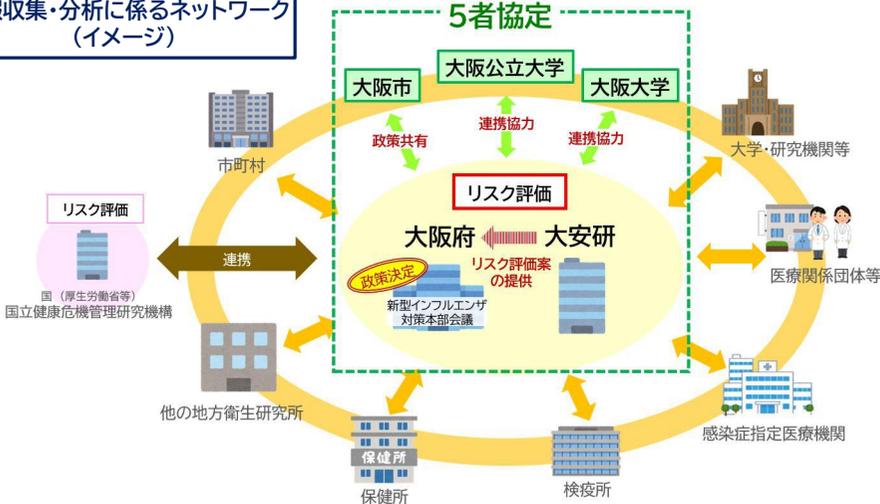
感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定案(5者協定)

コロナ禍の課題

- 流行初期には、感染性や病原性等の特性が十分に判明しておらず、検査・治療方法やワクチンも存在していなかった。
- 診断・治療が困難な状態で、医療提供体制の確保に苦慮。
- 感染症のリスクが判然としない中、外出自粛要請や飲食店等の営業時間短縮要請等の強い措置を手探りで実施した。
- その結果、経済や社会生活にも大きな影響を与えた。

新興感染症発生時には、病原体の特性等をいち早く掴み、保健医療体制の状況等も踏まえて、迅速な**リスク評価**→**施策の実行**が求められる。そのため、府及び大安研を中心に、国立健康危機管理研究機構(JIHS)とも連携しながら、**大学・研究機関等との情報収集・分析に係るネットワーク**を構築し、連携体制を強化する。

情報収集・分析に係るネットワーク
(イメージ)



大阪府市の取組

- 新型インフルエンザ等対策行動計画等を策定

大安研の取組

- 検査機器及び検査体制(ゲノム解析準備室の設置等)の拡充

大学の取組

- 令和3年4月に、公立大及び阪大において感染症の研究拠点を設立
公立大：大阪国際感染症研究センター(OIRCID)
 - ・ 多様な研究分野の専門家が結集し、行政や民間とも連携しながら、包括的視点に立つ感染症対策を検討し提言
 - ・ 公衆衛生対策の強化と専門人材の育成**阪大：感染症総合教育研究拠点(CiDER)**
 - ・ 感染症学・免疫学・感染制御にかかる研究の推進
 - ・ 人材育成や社会への情報発信を通して、次のパンデミックから「いのちと暮らし」を守る

大学、研究機関の強みを活かし、5者で連携協定を締結

- 府・大安研において、体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、府独自で**リスク評価**を実施
- 迅速な病原体の性状の特定や**検査・治療方法などの開発**につなげるため、大学と大安研との連携強化
- 各者の強みを活かした効果的な**リスクコミュニケーション**の実践
- 感染症**人材の育成**、**人的ネットワーク構築**
- 2大学及び大安研の連携による、**環境サーベイランス研究**の進展 等 4

感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定案(5者協定)

協定締結者

- ① 大阪府
- ② 大阪市
- ③ 公立大学法人大阪 大阪公立大学
- ④ 国立大学法人 大阪大学
- ⑤ 地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

目的

- 感染症危機事象の発生時に当該感染症に係る情報の収集・分析及び包括的なリスク評価による柔軟かつ機動的な感染症対策につなげる
- リスクコミュニケーションにより対策の実効性を高める

上記に向けて、平時から5者が感染症に関する教育研究、人材育成、実践型訓練の実施等において相互に連携・協力し、効果的な感染症危機管理体制を構築する。

連携・協力事項

平等互恵の精神に基づき、それぞれの専門性と機能を活かして、以下の項目について連携・協力を推進するものとする。

- (1) 感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が迅速かつ効果的に集約されるための体制の構築
- (2) 感染症危機管理に関する調査研究及び必要な情報・設備等の提供・協力
- (3) 感染症専門人材の育成及び交流
- (4) 新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練の実施
- (5) 科学的根拠に基づく情報の提供、共有及び啓発
- (6) その他必要と認める事項

④感染症に係る医療を提供する体制の確保

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

<p>計画本文 (抜粋) ※数値目標あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆府は、新型コロナへの対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、感染症法に基づく医療措置協定を締結する等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する ◆府は、医療機関が診療等の際に用いる個人防護具の備蓄について、医療措置協定に適切に位置付けられるよう、医療機関(主に病院、診療所又は訪問看護事業所)に働きかける
<p>R7年度 主な取組</p>	<p>(医療措置協定締結による医療提供体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療措置協定締結に基づく病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣体制の更なる確保 <強化> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関の措置内容に応じ、施設整備補助や設備整備補助を実施 ・協定締結医療機関の平時の運営状況についてG-MISによる確認調査により、医療提供体制の点検を実施 ・医師、看護師、その他の医療従事者に係る人材派遣の確保人数の増加について、医療機関に働きかけを実施 ・新規開設した医療機関への協定締結の働きかけを実施 ・協定締結医療機関及びその他の医療機関に対して、個人防護具の備蓄について周知 <p>【数値目標の達成確認】概ね達成(※障がい者施設等への医療の提供が対応可能な訪問看護事業所数は、R7.10.1時点で一部未達成あり。R7.11.1時点達成済)</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療措置協定締結医療機関数や各措置状況が数値目標を下回ることがないよう対策が必要 ●令和8年度に実施する3年ごとの協定一斉更新
<p>R8年度 主な取組</p>	<p>【取組方針】 R7年度の取組を継続しながら、協定締結による有事に備えた医療提供体制の確保に努める</p> <p>【主な取組】(予定を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎新興感染症発生時において、各協定締結医療機関で措置が円滑になされるよう、協定締結医療機関に対し施設設備整備補助を実施 ◎全ての協定締結医療機関に対し、医療措置協定の継続意思の確認を実施 <新(再掲)> ◎協定締結医療機関の平時の運営状況についてG-MISによる確認調査により、医療提供体制の点検を実施

⑧感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

府等：大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

<新>：前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>：従来から行っていた取組を充実させたもの

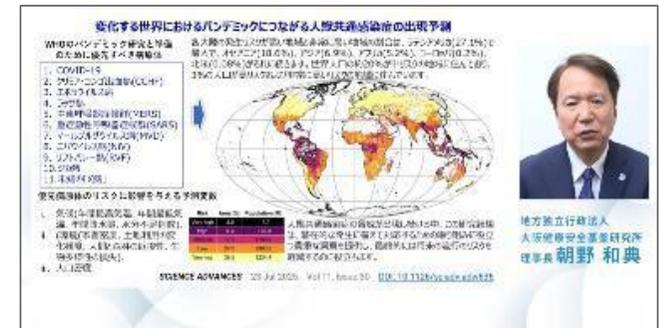
計画本文
(抜粋)
※数値目標あり

- ◆府等、保健所、地方衛生研究所及び医療機関等は、感染症患者の治療に当たる医療専門職のほか、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材等、多様な人材を確保するため、各機関において、感染症に関する人材の養成及び資質の向上に取り組む。

(感染症に関する人材の養成・資質の向上)

- 府等における職員や感染症医療担当従事者等の感染症に係る各種研修への参加促進 <強化>
 - ・PPE着脱訓練、感染症研修(基礎・各論コース)(府内保健所職員対象)
 - ・国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP)への職員派遣 等
- 大阪府医師会、薬剤師会に委託し、新興感染症対応力強化に係る研修を開催<強化>
- 病院、診療所、薬局や歯科診療所などを対象にした新興感染症対応等に係る研修動画を作成し、府ホームページ等において公開<新>(R7.12月末時点で約1,450機関が視聴)
- 公衆衛生医師を対象とした感染症危機管理に係る研修の実施<新>
- 感染管理認定看護師等を対象とした新型インフルエンザ等対策のスキルアップのための海外での患者対応研修の実施<新>
- 府等による医療関係職種の養成等や感染管理地域ネットワーク等との連携による医療機関等への研修等の支援
- 上記海外研修を踏まえ、他の感染管理認定看護師等向け報告会の実施(3月実施予定) <新>
- 府内の教育機関において、ICN養成課程をR8年度から新設するための詳細調整・準備<新>
- ICN育成支援事業補助金の対象に、感染対策向上加算1病院に加え2、3病院を追加<強化>

【数値目標の達成確認】一部未達成あり(詳細はP.23)



大阪健康安全基盤研究所 朝野理事長による医療機関等向け新興感染症対応等研修動画

R7年度
主な取組

⑧感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

【感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者及び保健所職員等の研修・訓練回数】

対象	研修や訓練の実施又は参加の回数【数値目標】	R8.3.31時点
人材派遣に係る医療措置協定を締結した医療機関における感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者	年1回以上	(※1)
保健所において感染症有事体制に構成される職員(全員)	年1回以上	1回以上開催
感染症対策部門に従事する府及び保健所設置市職員や地方衛生研究所職員	年1回以上	1回以上開催

※1 医療措置協定締結医療機関における研修・訓練の実施状況(R7.10.1時点)

種別	協定締結機関数 (R7.10.1時点)	報告機関数	報告機関数のうち 研修/訓練の実施機関数	人材派遣に係る医療措置協定の 締結機関における報告数	人材派遣に係る医療措置協定の 締結機関のうち 研修訓練の実施機関数
病院	455機関	433機関 (95.2%)	289機関 (66.7%)	59機関/60機関(98.3%)	47機関/59機関 (79.7%)
診療所	2,814機関	2,322機関 (82.5%)	1,531機関 (65.9%)	—	—
薬局	3,903機関	3,396機関 (87.0%)	3,024機関 (89.0%)	—	—
訪問看護事業所	695機関	446機関 (64.2%)	363機関 (81.4%)	—	—
計	7,867機関	6,597機関 (83.9%)	5,207機関 (78.9%)	59機関/60機関(98.3%)	47機関/59機関 (79.7%)

・国において、G-MISを活用し、協定締結医療機関に対して調査を実施(調査対象はR7.10.1時点の協定締結医療機関)

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 新興感染症発生に備えた感染対策や医療提供を行うための医療従事者の中長期的な人材育成 ● G-MISを活用した確認調査回答率の向上
----	---

R8年度 主な取組	<p>【取組方針】 R7年度を取組を継続しながら、有事に備えた人材養成等の強化に努める。</p> <p>【主な取組】(予定を含む)</p> <p>◎人材派遣に係る医療措置協定を締結した医療機関を含め、協定締結医療機関に対するG-MISによる平時からの措置内容の確認調査の実施</p> <p>◎病院、診療所、薬局、訪問看護事業所や歯科診療所などを対象にした新興感染症対応等に係る研修の実施<強化> ・大阪府医師会及び大阪府薬剤師会と連携して研修を実施するとともに、大阪府歯科医師会及び大阪府訪問看護ステーション協会の協力のもと研修動画を作成・配信</p> <p>◎大学と連携し、ICN養成課程を新設<新> ※大阪公立大学 大阪国際感染症研究センターが2025年度申請</p> <p>◎大阪健康安全基盤研究所による感染管理認定看護師等向けの感染症対応研修の実施 等</p>
--------------	--

⑪感染症に関する啓発及び知識の普及等

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

<p>計画本文 (抜粋) ※数値目標なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 府及び市町村は、府民等が感染症予防を主体的に実施できるよう、(中略) 感染症予防に関する正しい知識の定着等のため、パンフレットや教材の作成、ホームページでの啓発、キャンペーン、各研修を実施する。 ◆ 当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又はワクチン接種の有無等による偏見や差別をもって、人権を損なわれることがないように、(中略) 広報その他の啓発活動等に取り組む。
<p>R7年度 主な取組</p>	<p>(府民への感染症に関する正しい知識の普及と差別等の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 府等による、府民への感染症に関する正しい知識の普及と差別等の解消を含む啓発の強化を実施 <強化> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・広報紙・SNS(公式X、Instagram、LINE等)・デジタルサイネージ・啓発ポスターやチラシ・動画等による情報発信(麻しん・インフルエンザ・百日咳など感染状況等を踏まえた報道提供20回以上、予防接種や性感染症等の啓発を含む公式Xによる発信70回以上) ・社会福祉施設等や介護サービス事業者向け研修会等において、差別解消も含めた啓発を実施 ・エイズ予防週間やHIV検査普及週間、結核・呼吸器感染症予防週間など、感染症の予防週間を活用した啓発を実施 ※結核・呼吸器感染症予防週間で、府民向け啓発セミナーを実施<新> ・府を訪れる外国人観光客に向けて、感染症予防等の多言語リーフレットを作成(電子版含め12言語)し、英語・中国語版を観光案内所や府内宿泊施設に配布<新> ・関係団体を通じた事業者への新興感染症啓発資材(事業継続・BCP策定等)の配布<新>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 受け手の特性に応じた情報内容の最適化と、効果的な媒体選定による啓発 ● 科学的根拠に基づく正しくわかりやすい知識の普及のための情報発信力向上
<p>R8年度 主な取組</p>	<p>【取組方針】 R7年度の取組を継続しながら、差別解消等を含む感染症の正しい知識の普及・啓発等の強化を図る。</p> <p>【主な取組】(予定を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎感染症の発生状況に応じた啓発、注意喚起(報道提供、ホームページ、公式Xによる発信) ◎結核・呼吸器感染症予防週間(9/24～9/30)でのセミナーの開催 ◎府を訪れる外国人観光客に向けて感染症予防等の多言語リーフレットやステッカー等の配布や、電車内モニター等での啓発動画の放映 <強化> ◎関係団体を通じた事業者への新興感染症啓発資材(事業継続等)の配布



⑬特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応(結核対策)

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)
※特定感染症については府の取組を記載

計画本文
(抜粋)
※数値目標
なし

- ◆ 府等は、接触者に対する健康診断や潜在性結核感染症と診断された者への必要かつ適切な治療を推進するとともに、結核についての正しい知識の啓発・普及、DOTS(服薬支援)事業、医療従事者研修や高齢者施設職員への啓発等対策の強化に取り組む
- ◆ 外国生まれの者に対しては、府を中心に、多言語のホームページ等による有症状時の早期受診への勧奨や定期健康診断の受診等啓発・普及の強化に取り組んでいく。また、治療終了後の結核患者や濃厚接触者に対し、多言語による健診案内等による受診の働きかけを行う

R7年度
主な取組

- 結核患者、結核患者との接触者、結核が発症しやすいとされる者(高齢者等のハイリスク層)や、発症した際に周囲の多くの人に感染させるおそれのある者(デインジャー層)等を対象として健康診断を実施(検診車による出張健診も実施)
- 全ての結核患者に対する服薬支援(DOTS)、高齢者施設の入所者や職員等に対する研修を実施
- 結核・呼吸器感染症予防週間や世界結核デーを契機として啓発活動を実施 <強化>
 - ・結核・呼吸器感染症予防週間啓発セミナー(大阪健康安全基盤研究所と共催)の実施(再掲)
 - ・大阪城天守閣(9/24)、万博記念公園太陽の塔(9/24~9/30)の赤色ライトアップ
 - ・大阪モノレール内での動画放映(茨木保健所と大阪府結核予防会と共催)
 - ・大阪信用金庫の本・支店、大阪駅地下道でのデジタルサイネージによる啓発
 - ・府内技能実習生監理団体(計287団体)へ多言語化リーフレット等を配布 等
- ホームページや服薬手帳※、入院・健康診断に係る書類の多言語化、医療通訳者派遣などによる外国人患者支援を実施 <強化>
(7か国語※R7年9月ミャンマー語版を新たに作成し、保健所及び結核病院へ配布)
- ベトナムフェスティバル(令和7年6月大阪)で啓発資材を配布



結核・呼吸器感染症予防週間における取組
(ライトアップ、デジタルサイネージ等)

⑬特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応(結核対策)

結核多言語服薬手帳

課題

- 結核り患率が依然として全国で最も高い水準
- 外国生まれの結核患者の増加



R8年度
主な取組

【取組方針】

R7年度を取組を継続しながら、結核の早期発見や発病予防のための健康診断等対策の充実を図る。

また、国の「結核に関する特定感染症予防指針」(現行:平成28年度改正版)の改定にあわせ、大阪府結核対策推進計画についても速やかに改定し、改定指針等に基づく取組を推進する。

【主な取組】(予定を含む)

◎結核患者の接触者や、高齢者や日本語学校等のハイリスク・デインジャー層等への健康診断や着実なDOTS事業の実施を行う。

◎結核・呼吸器感染症予防週間(9/24~9/30)での普及・啓発 等

◎国において実施される「入国前結核スクリーニング」を踏まえた外国人結核対策の検討(ネパール、フィリピン(R7.3月開始)、ベトナム(R7.5月開始)、中国、ミャンマー、インドネシア(順次開始予定))

◎国の結核に関する特定感染症予防指針改定に伴い、大阪府結核対策推進計画の改定を検討

⑬特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応(HIV・性感染症対策)

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの

※特定感染症については府の取組を記載

<p>計画本文 (抜粋) ※数値目標 なし</p>	<p>【HIV】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 府においては、(中略)受検者の利便性を考慮したMSM(男性間で性的接触を行う者)対象の協力診療所の拡大を図っていく。(中略)府管轄保健所における介護サービス事業者向けの啓発活動を促進していく。 ◆ 外国人に対しては、外国人電話相談委託事業を継続しつつ、(中略)検査時における医療通訳者の派遣等、検査場における支援体制を整えていく。 <p>【性感染症対策(特に梅毒)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 性風俗従事者に対しては、支援団体との連携により、イベント検査「レディースデー」を活用して検査受検を促進していく。 ◆ 若年層に対しては、啓発動画の SNS 広告配信や、医療機関の協力を得ての梅毒啓発冊子の作成及び教育機関等への提供を行っていく。
<p>R7年度 主な取組</p>	<p>【HIV】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 府保健所やchotCAST(大阪府市共同設置の夜間休日検査場)、府内10か所の協力診療所により検査を実施(診療所の即日検査はMSMが対象。梅毒検査も実施) ● 時間と場所を選ばない郵送検査(無料)を新たに開始(11月～3月に実施) <新> ● 医療従事者・MSM等向け各種研修や介護サービス事業者向け研修会を開催 ● chotCASTにおいて、月1回(定例:2言語)及びHIV陽性判明者等に対する多言語の医療通訳者を派遣 <強化> ● HIV検査普及週間やエイズ予防週間において、セレッソ大阪の試合会場で啓発ブースの設置等の啓発活動を実施 ● 国の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の改正(11月)を踏まえ、大阪府エイズ対策基本方針を改定(予定) <p>【性感染症対策(特に梅毒)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ChotCASTにおいて、女性スタッフによる女性のための夜間即日検査「レディースデー」を実施 ● 新たに梅毒の検査を含めた郵送検査を開始(11月～3月に実施) <新>(再掲) ● 大学や企業との連携によるデジタルサイネージ等を活用した啓発の実施や高校・大学への梅毒啓発動画やリーフレット等の提供等 <強化> ● 梅毒啓発動画をSNS広告やシネマ広告等を活用して配信・放映 <強化>
<p>課題</p>	<p>【HIV】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エイズ患者及びいきなりエイズ率※の増加 ※エイズ発症後にHIV感染が判明した率 <p>【性感染症対策(特に梅毒)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前年よりは減少見込みであるものの、梅毒患者が依然として高い水準で発生しており、特に妊娠中の梅毒感染者及び先天梅毒が増加 ● 検査件数が前年より減少
<p>R8年度 主な取組</p>	<p>【取組方針】</p> <p>R7年度を取組を継続しながら、HIV・性感染症対策の更なる普及啓発と検査機会の確保・拡充を図る。 国の予防指針や大阪府エイズ対策基本方針(R7年度中に改定予定)に基づく取組を推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎梅毒啓発キャンペーンやSNS広告など、若年層を中心とした対象者への効果的な普及啓発 ◎郵送検査・「レディースデー」等によるHIV・梅毒等の検査機会の確保、利便性向上の検討 ◎エイズ対策及び医療連携推進部会等でHIV感染予防及びまん延防止、医療・介護サービス提供体制等の施策について検討

1 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携し、取組を推進する。

計画概要	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時における対応力強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・府、市町村及び指定地方公共機関による行動計画及び業務計画の作成・変更や医療機関も含めた人材育成、府による実践的な訓練等の実施 ・情報共有等を通じた関係機関間の連携体制の構築 ● 総合調整による市町村等の体制整備や人材確保等の着実な推進
	初動期対応期	<ul style="list-style-type: none"> ● 府対策本部の設置及び専門家会議からの意見等を踏まえた対応方針の協議・決定 ● 府・市町村における必要な人員体制の強化 ● 保健所設置市等に対する入院措置等に関する総合調整 等 ● (対応期)他の都道府県への医療関係者等の派遣・応援要請

R7年度 主な取組	● 市町村新型インフルエンザ等対策行動計画変更に係る説明会の開催及び計画変更案の確認対応 <新> (R7.12月末時点で16市町の計画変更案を確認済み)	
	● 指定地方公共機関業務計画変更に係る説明会の開催及び計画変更案の確認対応 <新>	
	● 国訓練とシナリオ連携し、大臣と知事等との緊急連絡会議訓練への参加と、知事を本部長とする大阪府新型インフルエンザ等対策本部設置・運営訓練の実施 <新>	
	● 府から大阪府内18保健所、地方衛生研究所及び指定地方公共機関13機関への情報伝達訓練の実施 <強化>	
	● 初動対応に必要な班体制ごとに医療提供体制等の整備に向けた対応確認のための机上訓練の実施 <新>	

大阪府新型インフルエンザ等対策本部設置・運営訓練の様子

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 全市町村における市町村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定完了 ● 感染症危機事象の発生を想定した平時からの実践的な訓練の実施
----	---

R8年度 主な取組	● 市町村新型インフルエンザ等対策行動計画変更案の確認及び助言対応(国が変更完了の概ねの目安としているR8.7月までに40市町で変更完了見込み)
	● 指定地方公共機関の業務計画変更案の確認及び助言対応
	● 新型インフルエンザ等対策に係る訓練の実施 <強化> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達訓練、医療提供体制等の整備に向けた対応確認訓練及び大臣と知事等との緊急連絡会議訓練等の継続実施 ・速やかなリスク評価の実施に向けた大安研や大学等と連携した初動対応訓練の実施 <新>

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの 府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

8 医療

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療措置協定締結医療機関数や各措置状況が数値目標を下回ることがないよう対策が必要 ● 令和8年度に実施する3年ごとの医療措置協定一斉更新 ● 協定締結宿泊施設の措置状況が数値目標を下回ることがないよう対策が必要 ● 新興感染症発生に備えた感染対策や医療提供を行うための医療従事者の中長期的な人材育成
----	--

R8年度 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関等との協定締結による医療提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症発生時において、各協定締結医療機関で措置が円滑になされるよう、協定締結医療機関に対し施設設備整備補助を実施 ・全ての協定締結医療機関に対し、医療措置協定の継続意思の確認を実施 <新> ・協定締結医療機関の平時の運営状況についてG-MISによる確認調査により、医療提供体制の点検を実施 ● 宿泊措置協定締結事業者への新興感染症対応力研修の実施 <新> ● 民間救急事業者や民間移送機関等への新興感染症対応力研修の実施 <新> ● 民間救急事業者や民間移送期間等の更なる患者移送体制の拡充の検討 ● りんくう総合医療センター及び大阪はびきの医療センターにおける患者移送訓練の実施 ● 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所や歯科診療所などを対象にした新興感染症対応等に係る研修の実施 <強化> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府医師会及び大阪府薬剤師会と連携して研修を実施するとともに、大阪府歯科医師会及び大阪府訪問看護ステーション協会の協力のもと研修動画を作成・配信
--------------	--

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの 府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

9 治療薬・治療法

健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、治療薬・治療法を活用する。

計画概要	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ● 治験等への実施協力が可能な環境整備 ● 抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄
	初動期 対応期	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関等に対する治験等の協力要請 ● 国方針に基づいた抗インフルエンザウイルス薬の使用 ・(新型インフルエンザの場合)患者の同居者や医療従事者等への予防投与 ● 治療薬・治療法の医療機関等への情報提供 ● (対応期)国から配分された治療薬の医療機関等への円滑な流通
R7年度 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 府内の治験環境整備に向けた専門家等による懇話会の実施（再掲） ● 国が構築する感染症臨床研究ネットワークiCROWN※における研究実施機関の推薦、施設協議会への参画（再掲） ● 国が示す備蓄方針（備蓄量）に基づく抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄 <p>※感染症臨床研究ネットワーク：感染症の科学的知見の創出や医薬品等の研究開発を行うために令和3年度に構築された新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ REBIND) を発展的に拡張する形で構築された組織。感染症危機発生時に備え、平時より医療機関や自治体等と連携し、多施設で感染症の臨床研究を実施できる体制を整備。</p>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 府民が治験等に参加しやすい環境整備 ● 有事に備えた抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄 	
R8年度 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 府内の治験環境整備に向けた専門家等による懇話会の実施（再掲） ● 国が構築する感染症臨床研究ネットワークiCROWNにおける研究実施機関の推薦、施設協議会への参画（再掲） ● 国が示す備蓄方針（備蓄量）に基づく抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄 	

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの 府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

12 物資

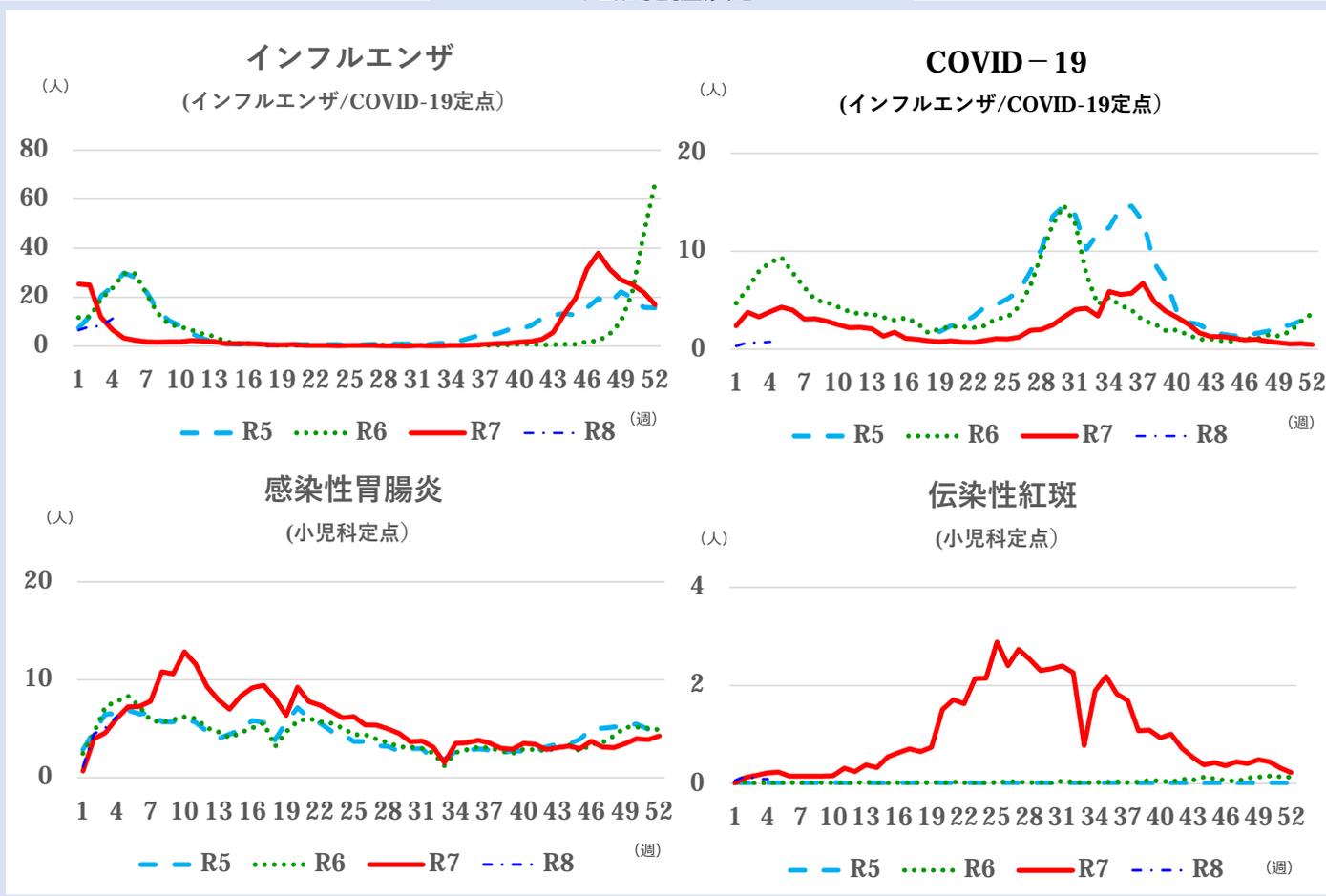
感染症対策物資等の確保・流通のもとに医療や検査等が円滑に実施されることで、府民の生命及び健康を保護する。

計画概要	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ● 府や市町村、指定地方公共機関における感染症対策物資等の備蓄 ● 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ● 府備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布(不足時)
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ● 府備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布(不足時)と国への必要な対応の要請
R7年度 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 府における個人防護具(医療用マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋)の備蓄及び適正管理 ● 市町村行動計画変更における物資備蓄の規定 <新> ● 指定地方公共機関業務計画変更における物資備蓄の規定 <新> ● 協定締結医療機関に対する個人防護具の備蓄についての周知 <新> ● 協定締結医療機関以外の医療機関に対する有事の際に医療提供体制が確保できるよう個人防護具の備蓄についての周知 <新> 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 有事に必要な感染症対策物資等の備蓄 	
R8年度 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 府における個人防護具の備蓄及び適正管理 ● 協定締結医療機関の平時の運営状況についてG-MISによる確認調査により、医療提供体制の点検を実施(物資備蓄の状況を含む)(再掲) 	

<新>:前年度からの新たな取組(取組の一部が新規なものも含む) <強化>:従来から行っていた取組を充実させたもの 府等:大阪府及び保健所設置市(保健所を含む)

(参考)近年注目の主な感染症の発生状況

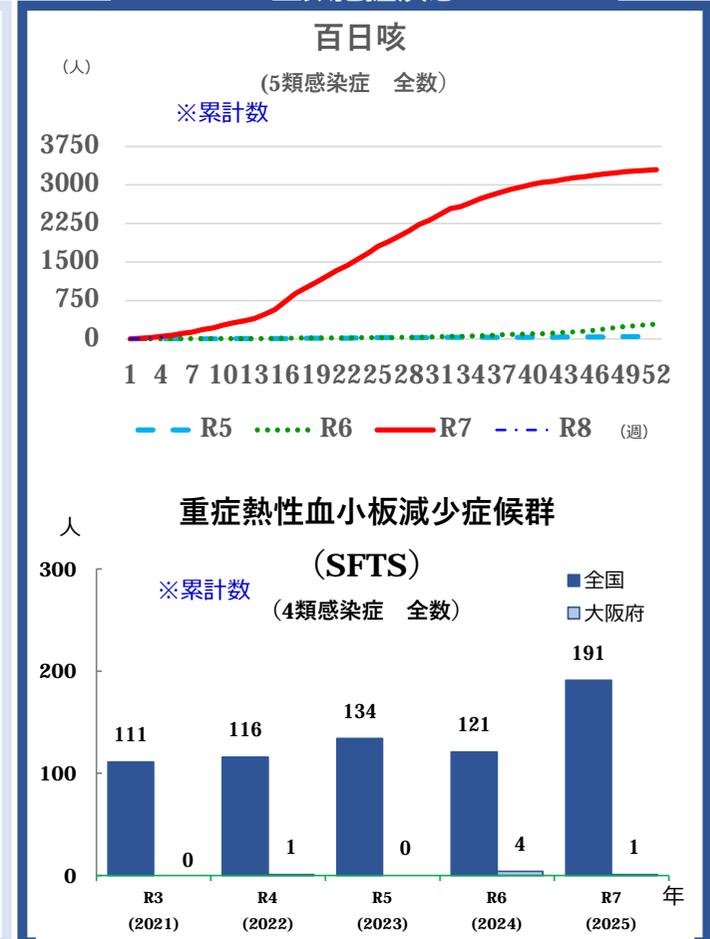
定点把握疾患



○定点把握疾患

発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要はない疾患のこと
対象感染症:五類感染症(定点)、小児科定点、インフルエンザ/COVID-19定点、眼科定点、
性感染症定点、基幹定点

全数把握疾患



○全数把握疾患

発生数が希少、あるいは周囲への感染拡大防止を図ることが必要な疾患のこと
対象感染症:一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(全数)、
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症